

吹田民主商工会

いんぷお めしよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 63863-2211
FAX (06) 63862-8160
http://www.suita-minsyou.com
main@suita-minsyou.com

今年も秋の運動が始まりました

民商では毎年9月から11月の3か月間で、仲間を増やすステップアップとして商工新聞読者の拡大に力を入れています。特に今年11月には全商連創立70周年を迎えます。全国の仲間と力を合わせて民商を大きく発展させましょう。仲間を増やす活動は業者同士の助け合いを発展させるとともに、政治に対して私たちの要求を実現させる力にもなります。消費税の問題では10月からの適格請求書(インボイス)発行事業者登録申請が迫っています。またコロナ危機打開に向けてすべての国民に恩恵がある消費税の減税を求めることも必要です。

皆さんもぜひ民商の拡大運動・仲間を増やす活動にご協力ください。

- ・ 宣伝ヒップの配布にご協力ください。(裏面参照)
- ・ 身近な方で相談が必要な方がいればご紹介ください。
- ・ 消費税減税・インボイス中止の署名を集めてください。
- ・ 衆院総選挙では投票で自分の意思を示しましょう。

中小企業等チャレンジ補助金

吹田市が独自に新分野展開、業種・業態転換、業務体制改善・生産性向上、働き方改革を目的に設備投資を行う中小企業、または事業継続力強化のための事業計画策定に対して補助金制度を創設します。募集要項および申請書類は市のHPにて9月10日までに掲載される予定です。

▼ 対象者

次の要件を全て満たす中小企業等(個人事業主を含む)

- ・ 市内に主たる事業所を有していること。
- ・ 創業後1年以上の事業実績があること。
- ・ 市町村民税の滞納(不申告を含む)をしていないこと。
- ※ その他の詳細な要件については、募集要項をご確認ください。

▼ 事業計画策定 補助上限額20万円 補助率3分の2

補助対象経費

次の計画策定に伴う専門家への謝金、事業再構築補助金の申請に係る事業計画、事業継続力強化計画、先端設備等導入計画、経営革新計画、経営力向上計画、次のいずれかを目的とした計画(ア 新分野展開、イ 業種・業態転換、ウ 業務体制改善・生産性向上、エ 働き方改革)

▼ 設備投資 補助上限額200万円 補助率3分の2

補助対象経費

新分野展開、業種・業態転換、業務体制改善・生産性向上、働き方改革を目的とした次の設備投資にかかる費用
機械装置・システム構築費、それに伴う工事費等(機械装置・システム構築費の2分の1まで)

※ 令和3年4月1日から令和4年2月28日までに発注・契約・納品が完了し、同期間に支払った経費が補助対象となります。他の補助制度の採択を受けている、もしくはその予定がある場合は対象となりませんのでご注意ください。
その他、申込の詳細は吹田市HPをご確認ください。

免税業者のインボイス登録申請に

課税届は不要です

今年10月から適格請求書(インボイス)発行事業者登録申請がはじまりますが、すでに「親会社から説明会を開くからと参加を呼びかけられた」などの声も出ており、誤解や混乱がないよう次の点をご確認ください。

確認しておくべき点(個人の場合)

現在免税事業者で適格請求書発行事業者になることを選択する場合、必要となる消費税の申告・納税は2023年10月以降からです。(2023年分の確定申告では、10月～12月の3か月分の消費税を2024年3月31日までに申告・納税することになります)

① 2023年10月からインボイス発行事業者になるには、課税届の提出は不要です。

2021年10月1日～23年3月31日に適格請求書(インボイス)発行事業者の登録申請書のみを提出するだけです。(期限までに提出できなかった事情がある場合は、その事情を記載して2023年9月30日までに登録申請を)
② 「すぐに課税業者にならないとインボイスを発行できない」云々ののは間違いです。

あわてて今年10月に課税事業者選択届を提出してしまうと、来年1月より課税業者になるため必要のない1年9ヶ月分を納税することになります。

③ 2023年10月～12月分の消費税を簡易課税で申告する際は、簡易課税選択届に「2023年分から適用する」旨を記載し、2023年12月31日までに提出。

(参照元 国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」)
最後に

申請手続の締切にはまだ時間があります。インボイスは全業者にとって死活問題です。慌てて届出する必要はありません。消費税減税・インボイス廃止署名を広げて総選挙の争点に押し上げ、政治を変えて消費税減税とインボイス廃止を勝ち取りましょう。
以上、よろしく申し上げます。

伝言板

無料法律相談

9月16日(木) 13時00分 民商会館

北大阪総合法律事務所 弁護士が相談に対応します。相談を希望される方は事前に予約のご連絡をお願いします。

第7期飲食店等に対する営業時間短縮等協力金

(申請期間) 8月16日(月)～9月27日(月)
(対象期間) 6月21日(月)～8月31日(火) へ72日間

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共々！